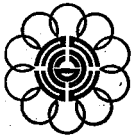


広報

こしがや

7月1日

昭和44年・NO.354



(越谷の市章)

昭和二十二年八月五日 第三種郵便物認可 毎月一日・十五日発行

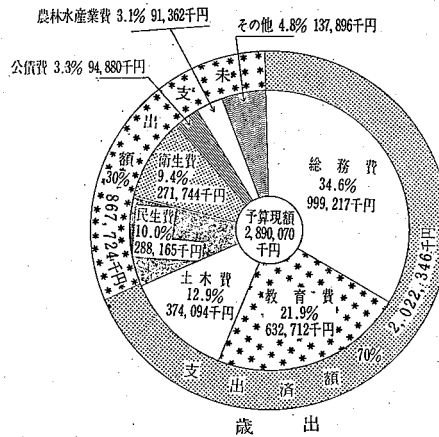
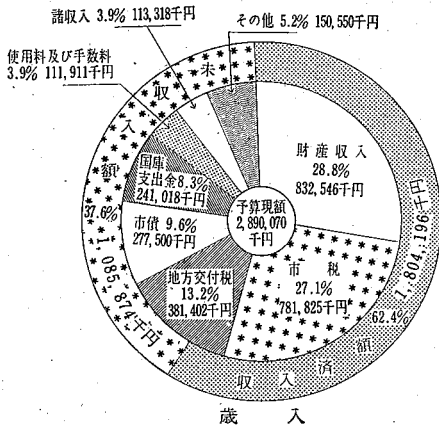


市役所の電話番号は 64—2111 です

一般会計の執行状況 3月31現在

越谷市の財政

昭和四十三年度下期



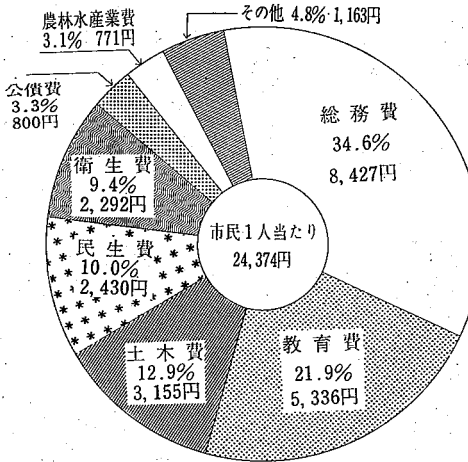
越谷市では、昭和四十三年度下期の財政状況を発表しました。これは、市の財政状況の公表に関する条例にもつき、毎年六月と十二月の二回にわたり公表するもので、これにより、市民の皆さんに、市の財政の現状を理解していただくものです。

今回発表したのは、昭和四十三年度の下期に関するもので、昭和四十三年十月一日から、昭和四十四年三月三十一日までの期間の財政状況と、昭和四十四年度当初予算のあらましです。

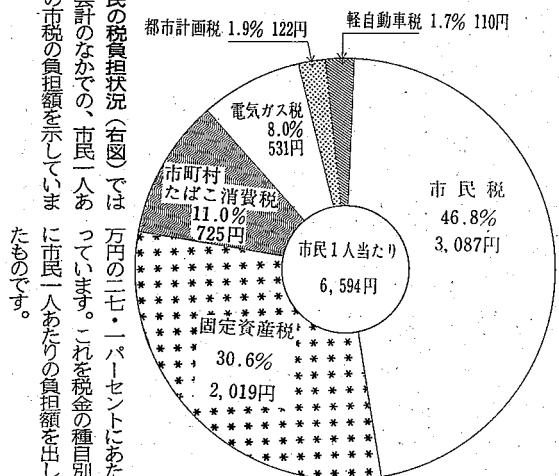
上の一般会計の執行状況は、昭和四十三年度予算の歳入と歳出の内訳と、この三月末日現在の収入と支出の状況を示したものです。歳出のうち総務費が三十四・六パーセントで、いちばん大きな割合となっていますが、この中には市役所庁舎の建設費七億七千七百八十二万四千円が含まれているため、通常の年は、教育費が一位を占めています。

歳入では、本年度に限り市庁舎建設費に充当するため、財産売却をみこんだので、財産収入が、一番大きな比率となっています。

市民1人あたりどのくらい経費を支出しているか (一般会計)



市民の税負担状況(一般会計)



市民の税負担状況(右図)では、一般会計のなかの、市民一人あたりの市税の負担額を示しています。市税は、歳入の主要な財源で、総額七億八千八百二十五円は、一般会計予算総額二十八億九千七百七十九円に占めています。

左の図は、市民一人あたり、どのくらい経費を支出しているかを示したものです。

表紙の写真



今月の納税

固定資産税.....第2期
国民健康保険税.....第4期
今月中に市指定金融機関か納税組合にお納めください。

福祉会館の料理教室は、いま週四日計八回の料理教室を開いて、約百四十名の女性たちが熱心に講義をうけています。このほかにもしばしば各団体が料理講習などに利用しています。

主婦の方も、これから結婚する方も、愛する主人や家族の方たちが健康でこの夏をすくすために、大いにいろいろな料理を身につけてください。【写真は南越谷PTAの料理講習会】

— 公有財産 —

区 分	土 地	建 物	備 考
行政財産	3,566,505.77m ²	81,526.78m ²	市庁舎、小中学校、保育所、体育館など
普通財産	20,502.69	757.81	警察、駐在所など
合 計	3,587,008.46	82,284.59	

— 基 金 —

区 分	金 額
有価証券	4,159,590円
現 金	896,657
合 計	5,056,247

— 一時借入金 —

借入先	埼玉銀行
利 率	日歩1銭9厘
金 額	250,000,000円 (3月末借入残高)

00000000000000

00000000000000

財産市債及び一時
借入金の現在高

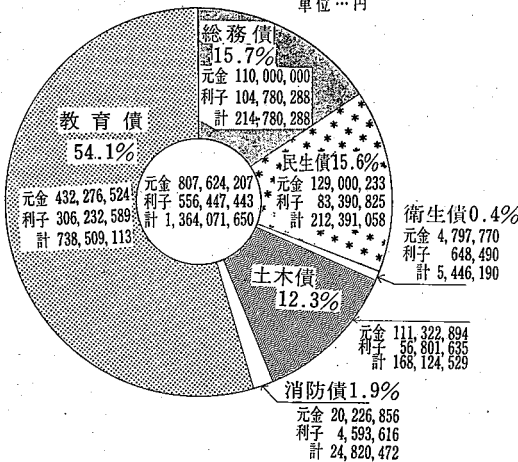
00000000000000

00000000000000

毎年増加する児童のために校舎を建設したり、道路をよくしたり、都市計画をすすめて住みよいまちづくりをするためには、ばつ大なお金がかかります。これらの事業をすすめるためには、限られた市の財源だけではまかないきれないため、それぞれの事業ごとに、大蔵省や郵政省などから、なるべく利子のかからないお金を借ります。これを表にしたものが下の市債現在高の構成図です。

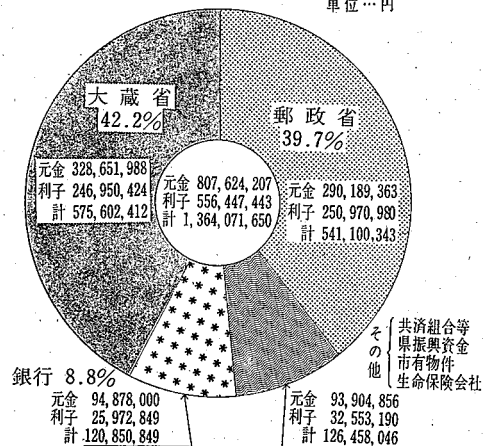
目的別市債現在高

単位…円



借入先別市債現在高

単位…円



市債現在高の構成

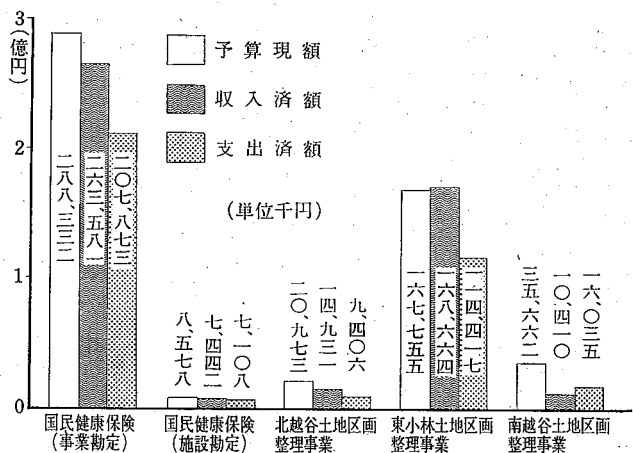
健全財政
の堅持を

越谷市は、埼玉県東部の行政、経済、教育などの中心都市として発展し、首都近郊の衛星都市として急速な進展を示しています。この成長に伴って越谷市は人口の集中化、地域の過密化等の問題をかかえ各種の施設を整備、拡充するための事業量の増加など、いろいろな問題をかかえています。これらの問題を解決するために越谷市は各方面にわたる必要施策を積極的に推進して近代化的な田園を建設しています。

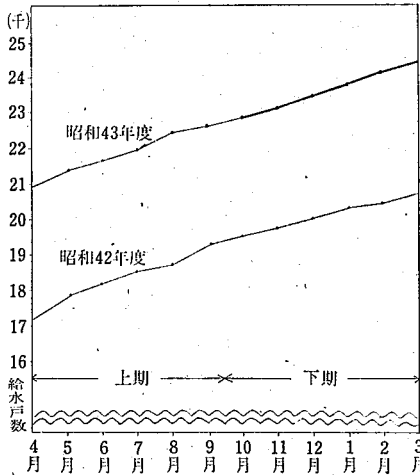
このため極力消費的経費を削減し、予算を効率的に執行して、健全財政を堅持しながら、市民福祉の向上をはかるよう努力をしています。

また、昭和四十四年度の当初予算の状況は、広報こしがや四月一日号でお知らせしましたので、この紙面では省略しました。

昭和43年度特別会計執行状況



給水戸数(量水器設置数)推移グラフ



越谷市水道事業業務状況

43年10月1日～44年3月31日

越谷市では昭和四十三年下期(十月一日から三月三十一日まで)の、越谷市水道事業の業務状況と昭和四十四年度の予算の概要などをつぎのとおり発表しました。

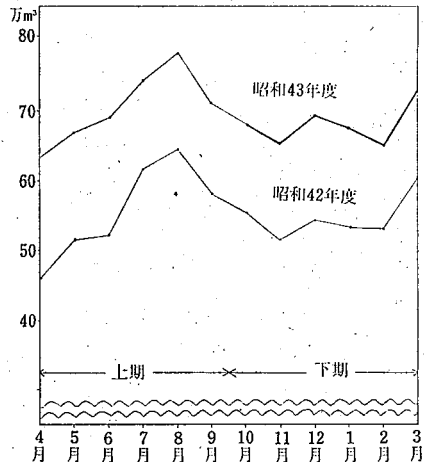
事業のあらまし

営業部門

昭和四十四年三月三十一日現在の給水戸数(量水器設置数)は二万四千四百六十九戸で、前年同期に比べて一八%増加し、配水量は昭和四十三年度下期の合計が四百八万五千五百七十六立方メートルで、前年同期に比べて二四%増加しています。

また、一日の最大配水量は二万五千五百五十五立方メートルで、前年同期の二二%増となっています。

月別配水量推移グラフ



料金徴収事務は、管理面を除いて、全面的に私人委託にきりかえ、最水端点検事務の増加にそなえて職員配置を行ないました。

2、東小林地区配水管布設工事、北部浄水場建設工事は、継続して工事を行なっています。

3、北部浄水場建設工事は、継続して工事を行なっています。

4、北部浄水場系統の配水管布設工事も継続して工事を行なっています。

5、給水装置工事の竣工検査件数は、新設二千五百五十九件、増設改修十二件、合計千七百七十三件を完了しました。

漏水修理件数は、国道、県道、市道を含めて、四百八十四件を完了しました。

6、給水装置工事の竣工検査件数は、新設二千五百五十九件、増設改修十二件、合計千七百七十三件を完了しました。

7、漏水修理件数は、国道、県道、市道を含めて、四百八十四件を完了しました。

8、給水装置工事の竣工検査件数は、新設二千五百五十九件、増設改修十二件、合計千七百七十三件を完了しました。

9、漏水修理件数は、国道、県道、市道を含めて、四百八十四件を完了しました。

10、給水装置工事の竣工検査件数は、新設二千五百五十九件、増設改修十二件、合計千七百七十三件を完了しました。

11、漏水修理件数は、国道、県道、市道を含めて、四百八十四件を完了しました。

12、給水装置工事の竣工検査件数は、新設二千五百五十九件、増設改修十二件、合計千七百七十三件を完了しました。

13、漏水修理件数は、国道、県道、市道を含めて、四百八十四件を完了しました。

14、給水装置工事の竣工検査件数は、新設二千五百五十九件、増設改修十二件、合計千七百七十三件を完了しました。

15、漏水修理件数は、国道、県道、市道を含めて、四百八十四件を完了しました。

16、給水装置工事の竣工検査件数は、新設二千五百五十九件、増設改修十二件、合計千七百七十三件を完了しました。

17、漏水修理件数は、国道、県道、市道を含めて、四百八十四件を完了しました。

18、給水装置工事の竣工検査件数は、新設二千五百五十九件、増設改修十二件、合計千七百七十三件を完了しました。

19、漏水修理件数は、国道、県道、市道を含めて、四百八十四件を完了しました。

20、給水装置工事の竣工検査件数は、新設二千五百五十九件、増設改修十二件、合計千七百七十三件を完了しました。

21、漏水修理件数は、国道、県道、市道を含めて、四百八十四件を完了しました。

投資部門

第二期拡張事業として、下期中は、完成または着工、もしくは継続中の工事はつぎのとおりです。

1、南部浄水場自家発電装置工事

2、給水装置工事の竣工検査件数は、新設二千五百五十九件、増設改修十二件、合計千七百七十三件を完了しました。

3、漏水修理件数は、国道、県道、市道を含めて、四百八十四件を完了しました。

4、給水装置工事の竣工検査件数は、新設二千五百五十九件、増設改修十二件、合計千七百七十三件を完了しました。

5、漏水修理件数は、国道、県道、市道を含めて、四百八十四件を完了しました。

6、給水装置工事の竣工検査件数は、新設二千五百五十九件、増設改修十二件、合計千七百七十三件を完了しました。

経理の概要

昭和四十三年度下期の経理の概要は三月三十一日現在、損益計算書と貸借対照表のとおりです。

なお純利益は償還元金の返済及び建設改良積立金として処分されるものです。

昭和43年度下期損益計算書

	千円
1. 総収益	222,032
営業収益	220,583
営業外収益	1,449
2. 総費用	207,240
営業費用	141,659
営業外費用	65,581
3. 純利益	14,792

昭和43年度貸借対照表

	千円
1. 資産	1,427,740

固定資産	1,282,776
流動資産	144,964
2. 負債	83,943
固定負債	5,030
流動負債	78,913
3. 資本	1,343,797
資本金	1,178,422
(1) 自己資本金	86,803
(2) 借入資本金	1,091,619
剰余金	165,375
(1) 資本剰余金	143,924
(2) 利益剰余金	21,451
4. 負債・資本合計	1,427,740

越谷松伏水道企業団

昭和四十四年度の予算は

越谷市水道事業は、ことしの四月一日から、越谷松伏水道企業団と、事業を統合し、新しい越谷松伏水道企業団として昭和四十四年度の予算が組まれました。

この予算の概要はつぎのとおりです。

給水戸数は、四十四年度末に三万四千八百戸、年間給水量は二千万四千四百立方メートルを予定しています。

収益的収支と、資本的収支の予算の概要

収益的収支と、資本的収支の予算の概要

収益的収支と、資本的収支の予算の概要

収益的収支と、資本的収支の予算の概要

収益的収支と、資本的収支の予算の概要

収益的収支と、資本的収支の予算の概要

収益的収支と、資本的収支の予算の概要

収益的収支と、資本的収支の予算の概要

収益的収支と、資本的収支の予算の概要

八日までの予定で、開かれまし
た。
この議会は、十六日に、副議
長の選挙が行なわれて、浅見真哉
氏が、新たな副議長に選ばれまし



浅見真哉氏

越谷市議会六月定例会は、市役
所の議場、六月十六日から二十
日、新たに選任されました。

副議長に浅見氏を選ぶ

市議会六月定例会開く

また同日、各常任委員会の委員
も、新たに選任されました。
この議会上、市から当初提出さ
れた議案はつぎの十五議案です。
なおこの議会で議決された主な
議案の内容については、次号、広
報に紹介させていただきます。
▽専決処分事項の承認を求めるこ
とについて
▽越谷市特別職の給与に関する条
例の全部を改正する条例制定につ
いて
▽越谷市教育委員会教育長の給与
及び勤務時間等に関する条例の全
部を改正する条例制定について
▽越谷市市立南越谷小学校校舎増築
工事請負契約の締結について
▽越谷市市立新方小学校校舎増築改築
及び屋内運動場新築工事請負契約
の締結について
▽越谷市市立南越谷小学校校舎増築
工事請負契約の締結について

昭和44年度収益の収支

	千円
1. 事業収益	345,825
営業収益	344,885
営業外収益	940
2. 事業費用	345,825
営業費用	264,284
営業外費用	76,435
予備費	5,106

昭和44年度資本的収支

	千円
1. 資本的収支	262,925
企業債	220,000
分担金	23,200

工事負担金	19,725
2. 資本的支出	323,275
建設改良費	305,699
企業債償還金	17,576
資本的支出のうち、資本 的収入では不足な60,350千 円は過年度損益勘定留保資 金38,030千円、繰越利益剰 余金処分額5,550千円、建 設改良積立金10,000千円、 および積立金6,770千円で 補充します。	

昭和四十四年度の

事業の経営方針

越谷松伏水道企業団では、つぎ
の五つを、今年度の事業経営方針
と定めて、きれいな水を、豊饒に
供給するため努力します。
1、第一期拡張事業による北部淨
水場の建設に北部淨水場系統の
配水管布設工事を完成して、水
源の確保と施設の拡充をはかり
ます。
2、検定期間が満了した量水器の
交換を実施し、漏水の修理を推
進して有収率の向上をはかりま
す。
3、分担金徴収の条例を五月十日
から改正し、公共投資に充当し
て、建設改良充實財源を確保し
ます。
4、事業の効率的運営により給水
原価が高くなるのをおさえ、現
在の水道料金を維持します。
5、給水戸数の急増に対処し住民
サービスの向上を計るため指定
水道車庫を増強します。

交通事故相談教室

(7)

調停による解決方法

被害者と加害者で示談が成立し
ない場合、または成立しても相手
方が示談内容を守らない場合の
解決方法としては「調停」と「裁
判」の二つがあります。

1、調停とは？
裁判所で裁判官や調停委員に仲
だちしてもらい、互いに膝を交え
て話し合い、納得すく解決する
のが調停です。

2、調停の良いところは
△互に譲り合いの精神をもち、納
得すく解決できる。
△時間がかからない。
△手続きが簡単で、誰でも手軽に
できる。
△費用が少ししかからない、な
どです。

3、調停はどこでやるか
調停をしようとする人は、相手
方の住所や事業所などのあるこ
ろを管轄する簡易裁判所が、被害
者と加害者が話し合いで決めた地
方裁判所が簡易裁判所に申したて
ます。

4、申し立てをするには
調停の申し立てをする場合は
△申し立て人と相手方の住所氏
名
△いつ、どこで、誰の車で、誰が
死傷したか
△損害賠償金（入院費・治療費
謝料など）何円を支払ってくださ
い、などを書いた調停申し立て書
を裁判所に提出します。

申し立て書は正副二通とし、副
申し立て書は相手方に渡します。自分で書け
ない場合は、弁護士や代書人に作
成してもらっても構いません。

5、手数料
手数料は二万円まで六十円、一
万円を越え十万円までは二万円増
すことに六十円。
十万円を越え五十万円までは、
二万円増すことに四十円。
五十万円を越える場合は、一万
円増すことに二十円です。
このほかに、関係人を呼び出す
ための郵送料を百円から二百円以
内で納めます。

法務省の主張による「社会を明るくする運動」は、七月一日から一か月間「青少年の非行防止と社会的連帯の強化」を重点目標として全国的に実施されることになりました。

この運動は、毎年各関係団体の協力を得て実施しているもので、本年はその第十九回目にあたります。

「社会を明るくする運動」はすべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、進んでそれぞれの立場において力をあわせ、犯罪のない明るい社会を築くこととする趣旨の全国的な運動であります。

青少年を非行から守りましょう

越谷地区保護司会長 野口 仁礼

これらの社会環境のなかには犯罪の温床となつてゐると認められる不良文化財、その他有害なものがあつて、これら不良文化環境の排除は、犯罪と青少年非行の防止のつぎにおいて最も重要なことで、国民が一致してその排除のために地道な努力を続けなければならぬと考へます。

また、犯罪に陥つた者の更生と非行青少年の社会復帰をはかるためには、国民のすべてが暖かい更生保護の手を差しのべることがせひとも必要であります。

越谷地区保護司会と越谷市更生保護婦人会は、この「社会を明るくする運動」に呼応して微力ながら努力していますが、市民のみなさんも犯罪の防止と、犯罪におちいった人たちの改善と更生について深い理解をされあらゆる面において、明るい越谷市の建設に協力していただくようお願いいたします。

最近におけるわが国の青少年の非行ないし犯罪の状況は、数的には漸減の傾向がみられますが、その大勢に逆行するように県内の少年非行はいぜんとして増加をつづけており、特に、越谷地区においては、その傾向が著しいと越谷警察署は報告しています。

青少年非行及び犯罪の防止はいかなる時代にあつてもきわめて重要な問題であることはいうまでもありません。

南越谷仮換地予定指定通知のお知らせ

南越谷土地画整理地区内の仮換地予定指定通知を七月五日付で区域内の土地所有者に送付いたしますので、不明の点がありましたら次の期間に仮事務所へお問い合わせください。

日時 七月十日・七月十七日まで午前九時午後四時三十分まで

場所 越谷市大字登戸新田南越谷土地画整理仮事務所

店舗改装等に融資制度のご利用を

材料の仕入れ、店舗改装その他で、自己資金のほかに資金が必要

な中小企業者のために、次のような融資の制度があります。

一希望の方は市役所商課か商工会に相談ください。

▼国民金融公庫融資制度

貸付条件 市内に一年以上在住し、六か月以上生業を営むもの

貸付限度額 二百万円

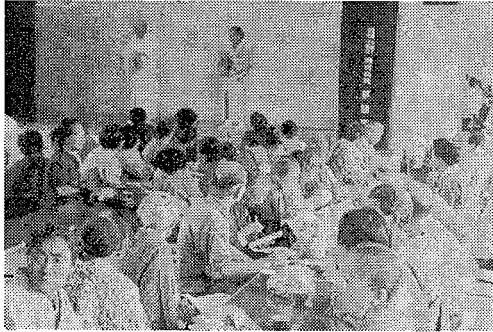
▼越谷市小口融資制度

貸付条件 市内に一年以上在住し、六か月以上生業を営むもので市税を完納されているもの

来年入学する児童をお持ちの方へ

越谷市では、小中学校の通学区域を定め、指定学校に入学していただくにいたっています。

しかし、距離、道路、その他の



福祉会館の老人娯楽室は毎月日程を決めて市内の60歳以上のお年寄りの方々に御利用いただいております。

舞台では歌や踊りなどの演芸でにぎわっています。6月23日には順正苑老人ホームのお年寄りも新方地区のかた達と一緒に娯楽室でくつろぎました。

市史編さんだより

(26)

越谷の郷土史家

越谷宿の成立時より、名主(宋端行政機関の長)本陣(貴族を宿泊させる宿屋)問屋(伝馬業務をつかさどる役)と宿場の三役を兼帯してきた越谷本町の旧家会田八右衛門家が安永年中(一七三二)に没落した。

このおとしばうく本陣をつとめるものがなく、大沢弘福院を仮本陣としていたが、天明元年(一七九八)大沢の旅籠屋本陣大松屋が、越谷宿本陣に指定された。

この主人を福井家六代福井権右衛門という。その子の福井家第七代権右衛門は、獣貞と号し、往還諸御用留を奮闘しておいたほか、大沢、越谷の沿革を調査し編集していた。

大沢町の事歴を扱ったものを「猫の爪」と名付け、越谷町の事歴を扱ったものを「瓜の蔓」と名付け、各一冊の和綴本にまとめた。その成立年代は多分、文化から

事情により指定された学校への通学が著しく困難と教育委員会認定した者については、指定学校以外に希望する希望の方は、八月三十日の学校に通学することができま

文政年間(一八〇四―一七)にかけてのものと思われる。

内容は、古文書の写しや、言伝え、主な出陣、地名の由来、町並み、重立った住民の移り変りなどが記されている。

当時、幕府をはじめ各町村においても、国々や町村それぞれの地誌調査が盛んに行なわれて、風土記風の書物が数多く残されている。

「猫の爪」「瓜の蔓」は、中でも珍しいものの一つであつた。さらに越谷においては、郷土の歴史に手掛りをあたえる貴重な文献といえる。

この貴重な郷土の文献を後世に残した福井獣貞は、封建社会の転換期に際して特に宿場の構成がけいし變動を続けている文政五年(一八二二)二月九日、心をめて綴った当時の記録と、郷土の愛情を地誌に託して静かに没した。

時に五十四歳、法名を廣照院泰誓名付け、各一冊の和綴本にまとめた。市史編さん係主任 本間清利

市政にあなたの声を

「市民の声」の箱を設置

このたび市役所一階のホールに、どんなでも結構です。「市民の声」の箱を設けました。市役所へおいての節はお気軽に場所には公衆電話をとりつけてあり、ご利用ください。

市民の皆さんが、市のしごとや職員のサービスなどについて感じていることや、ご希望、ご意見を「市民の声」に寄せられた投書を受けています。

投書用紙は「市民の声」の箱のところに備えてあります。また「市民の声」は、郵便でも受けつけています。



七月の燃えないごみの収集日

7月1日 宮本町1丁目、赤山町1丁目、東柳田町、元柳田町、7月2日 宮本町2丁目、神前町1丁目、7月3日 大沢1丁目、4丁目、7月4日 大沢2丁目、3丁目、7月7日 北沢1丁目、2丁目、7月9日 南越谷1丁目、5丁目、7月10日 谷2丁目、登戸、新田、7月11日 大間野、七左衛門、7月12日 2丁目、3丁目（川柳東道の南側）伊

レントゲンカーによる結核の健康診断は七月十四日からつぎのとおり各地区を巡回して行ないます。検査で陽性と判定された方は必ず受けてください。

レントゲンカーで健康診断

健康診断は七月十四日からつぎのとおり各地区を巡回して行ないます。検査で陽性と判定された方は必ず受けてください。

健康診断は七月十四日からつぎのとおり各地区を巡回して行ないます。検査で陽性と判定された方は必ず受けてください。

事業所統計調査を実施

お手紙のあて先は、市役所内行政課広報係です。七月一日現在をもつて全国一斉に事業所統計調査が実施されます。この調査は、事業所と工場・事務所・商店・銀行・学校・病院・神社・寺院・旅館・大工・左官などが調査の対象です。なお近日常に調査員がお伺いしますから、協力をお願いします。

藤まつり写真コンクール入選者きまる

第三回藤まつり写真コンクールは、五月四日、久伊豆神社で行なわれましたが、このほど入選者がきまりました。主な入選者は次のとおりです。

各クラスの決勝戦のスコアはつきのとおりです。
A級
電々越谷8・4むさし電機
B級
市役所11・3越谷ブラックス
C級
北越谷シャドース8・8越新
環境衛生モデル地区
このほど市内の十二か所を「環境衛生モデル地区」に指定しました。

藤まつり写真コンクール入選者きまる
第三回藤まつり写真コンクールは、五月四日、久伊豆神社で行なわれましたが、このほど入選者がきまりました。主な入選者は次のとおりです。

藤まつり写真コンクール入選者きまる
第三回藤まつり写真コンクールは、五月四日、久伊豆神社で行なわれましたが、このほど入選者がきまりました。主な入選者は次のとおりです。

藤まつり写真コンクール入選者きまる
第三回藤まつり写真コンクールは、五月四日、久伊豆神社で行なわれましたが、このほど入選者がきまりました。主な入選者は次のとおりです。



指定水道工事店
責任技術者資格試験

越谷・松伏水道事業団では指定水道工事店の責任技術者資格試験を7月下旬に実施します。

希望者は所定の書類を準備の上7月15日までに申し込みください。

なお受験資格および提出書類など詳しいことは水道企業団管理課にお問い合せください。

社会保険の相談

市立図書館では7月5日午後3時から、福祉会館教室等において「西郷と旅」の講座を行ないます。講師は越谷北高校の鈴木苑一教師です。

第四十二回経営について

話し合う会

商工会では7月から毎週水曜日に社会保険の相談を行ないます。どうぞお気軽に相談ください。

若年学級生募集

厚生課では、今年第一回目の若年学級生募集を行なっています。

日程は7月21日から5日間、午前9時30分より12時まで市役所第一会議室で行ないます。申し込みは7月12日までに厚生課健康係へ。

老人娯楽室の日程

7月中の老人娯楽室（福祉会館）の行事日程はつぎのとおりです。六十歳以上の方のおいでを待ちしています。

子宮ガン検診を受けましょう

厚生課では、次の日程で子宮ガンの検診を行ないます。すでに申し込みの受け付けをしています。が、当日申し込んで結構です。費用は二百円です。

- ▽7月2日（木）川柳地区▽伊原集会所（午後1時～3時半）▽3日（金）荻島地区▽西組集会所（午前9時半～11時）農協会議室（午後1時～3時半）▽4日（土）増林地区▽増林公民館（午前9時半～11時）松栄町公民館（午後1時～3時半）▽7日（火）出羽地区▽大間野三社神社（午前9時半～11時）中新田集会所（午後1時～3時半）▽8日（水）出羽地区▽谷中集会所（午前9時半～11時）宮本町公民館（午後1時～3時半）▽11日（土）鶴沼院（午後2時～4時）▽9日（日）新方地区▽船渡集会所（午前9時半～11時半）新方公民館（午後1時～3時半）▽10日（月）蒲生地区▽蒲生二丁目集会所（午前9時半～11時半）光明院（午後1時～3時半）蒲生本町集会所（午後3時～4時）▽14日（木）都合のよい日に、もよりの会場（蒲生地区）▽登戸集会所（午前9時～11時）で検診を受けてください。

不用品はいませんか

不用品の引き取りをつぎのとおり実施します。お近くの会場へお連れくださるようお願いいたします。

時 間	会 場	
	7月7日（月）	7月9日（水）
9時30分～10時	下間久里倉庫前	大 道 香 取 神 社 前
10時10分～10時40分	山谷金塚倉庫前	大 袋 農 協 支 所 前
10時50分～11時20分	船 渡 香 取 神 社 前	西 新 井 農 協 倉 庫 前
11時30分～12時	新 方 公 民 館 前	前 荻 島 農 協 支 所 前
12時10分～12時40分	増 林 農 協 倉 庫 前	大 間 野 三 社 前
12時50分～1時20分	増 森 神 社 社 務 所 前	出 羽 農 協 支 所 前
1時30分～2時	南 百 集 会 所 前	市 立 体 育 館 前
2時10分～2時40分	大 相 模 農 協 支 所 前	高 畑 集 会 所 前
2時50分～3時20分	川 柳 第 四 倉 庫 前	久 伊 豆 神 社 入 口
3時30分～4時	蒲 生 神 明 町 集 会 所 前	越 谷 保 健 所 入 口
4時10分～4時40分	蒲 生 農 協 支 所 前	